

見解書

西多摩衛生組合清掃工場建設事業

平成5年12月

西多摩衛生組合

1 総括

1.1 事業者の名称及び所在地

名称：西多摩衛生組合 代表者 西多摩衛生組合管理者 井上篤太郎
所在地：東京都羽村市羽 4. 225番地

1.2 対象事業の名称及び種類

西多摩衛生組合清掃工場建設事業
(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表 1-1のとおりである。

表 1-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	所在地	東京都羽村市羽4. 225番地ほか
	面積	約 37,000㎡
	工事着工年月	平成 6年8月(予定)
	工場稼働年月	平成10年3月(予定)
	処理能力	可燃ごみ480トン/日 (焼却炉160トン/日・炉×3基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約25m
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ42m
	駐車場	見学者用車両等

1.4 評価書案について提出された主な意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、部民の意見書が6件出された。また、公聴会においては公述人2人から意見が述べられた。この主な意見の要旨と、それに対する事業者の見解の概略は、表 1-2に示すとおりである。

表 1-2 主な意見の要旨と事業者の見解の概略

主な意見の要旨	見 解 の 概 略																															
<p>[大気汚染]</p> <p>いまの老朽化した施設と、新しい最新の施設と排出ガスによる影響が、同程度とはどういうことか。</p>	<p>平成15年度において約320t/日の焼却を予定していますが、供用後の排出ガスに係る評価の結論については、全稼働、480t/日の焼却を条件にした「予測最高影響濃度」として求めています。なお、計画施設と現有施設の排出ガスの比較は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="454 685 1369 1070"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設別 項目</th> <th rowspan="2">法規制値</th> <th colspan="2">計 画 施 設</th> <th>現 有 施 設</th> </tr> <tr> <th>自己規制値</th> <th>設計目標値</th> <th>実 測 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.15g/Nm³</td> <td>0.02g/Nm³</td> <td>0.016g/Nm³</td> <td>0.06g/Nm³</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>430ppm</td> <td>25ppm</td> <td>20ppm</td> <td>114ppm</td> </tr> <tr> <td>いり 酸化物</td> <td>K値 6.42</td> <td>30ppm</td> <td>24ppm</td> <td>26ppm</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>250ppm</td> <td>50ppm</td> <td>40ppm</td> <td>117ppm</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. いり 酸化物のK値6.42をppmに換算すると約440ppmとなります。 注) 2. 実測値は平成4年度の4炉平均値</p>				施設別 項目	法規制値	計 画 施 設		現 有 施 設	自己規制値	設計目標値	実 測 値	ばいじん	0.15g/Nm ³	0.02g/Nm ³	0.016g/Nm ³	0.06g/Nm ³	塩化水素	430ppm	25ppm	20ppm	114ppm	いり 酸化物	K値 6.42	30ppm	24ppm	26ppm	窒素酸化物	250ppm	50ppm	40ppm	117ppm
施設別 項目	法規制値	計 画 施 設		現 有 施 設																												
		自己規制値	設計目標値	実 測 値																												
ばいじん	0.15g/Nm ³	0.02g/Nm ³	0.016g/Nm ³	0.06g/Nm ³																												
塩化水素	430ppm	25ppm	20ppm	114ppm																												
いり 酸化物	K値 6.42	30ppm	24ppm	26ppm																												
窒素酸化物	250ppm	50ppm	40ppm	117ppm																												
<p>[悪 臭]</p> <p>現状についての調査も、いつも周辺で悪臭を感じている私たちとの違いを感じる。なぜなのか。</p> <p>また、新工場の悪臭はたしかに減るだろうと思うが、ゴミ処分場を掘りかえし敷地に埋めるということについては、悪臭は避けられないのではないか。ゴミ埋立地の内容分析、悪臭を放つものがあるかなど、データがないのではないか。</p>	<p>事前の悪臭調査は、2季節、工場敷地内において臭気濃度8地点、臭気強度及び悪臭12物質を4地点で実施しております。</p> <p>現施設は、外気との遮断設備のない施設のため、風向きによっては臭気を感じられることがあります。新たな施設は、全て建屋により覆うと共に、出入り口にはエアーカーテンを設置して外気と遮断します。なお、施設内での主な臭気の発生源であるごみピット内の空気は燃焼用に用いると共に、ピット内を負圧に保って悪臭の漏れを防ぐこととしています。また、工事に伴う影響を予測するため、掘削予定部分5地点について臭気分析、拡散の追加調査をしました。その結果は、敷地境界で臭気濃度1以下(人が感知できない程度)となっています。</p> <p>なお、万一発生した場合は、脱臭剤の散布などの対応を考えています。</p>																															

主な意見の要旨	見解の概略
<p>【騒音】</p> <p>工事中の騒音は隣接する学校に多大の影響を与えると思う。</p>	<p>工事中の騒音対策としては、出来る限り低騒音の建設機械と工法を採用していきます。</p> <p>なお、建設機械が全て同時に稼働していると想定した敷地境界での騒音は、騒音規制法、東京都公害防止条例に基づく勧告基準80ホンに対し、71ホンと予測しており、距離減衰によって校舎ではより低いレベルになります。</p>
<p>【振動】</p> <p>杭打ちの振動など示されていないのではないかと。これも、周辺に多大の影響がある。</p>	<p>杭工事を含めて、出来る限り低振動の建設機械と工法を採用していきます。</p> <p>なお、建設機械が全て同時に稼働していると想定して、敷地境界10地点の振動を予測した結果、振動規制法、東京都公害防止条例に基づく勧告基準70デシベルに対し、43～61デシベルの範囲に収まるとしています。</p>
<p>【水質汚濁、土壌汚染】</p> <p>(1) 地下水の状況では、平成元年度から平成3年度までの瑞穂町の7調査地点で、トリクロロエチレンが5地点で検出され、このうち2地点で評価基準を超過している。地下水質の現地調査結果を見ても、工場敷地内及び周辺で水道法水質基準を上回っている項目も多く、地下水が汚染されているのがわかる。このような結果は氷山の一角かもしれない。</p>	<p>既存資料調査によると、工場敷地外上流2地点の深井戸でトリクロロエチレンが評価基準を超えていますが、工場敷地内調査では検出されていないので、工場敷地内との関連はないものと思われます。なお、工場敷地内でも水道法水質基準を上回っている項目がありますが、工事によって敷地外に影響を及ぼさないよう23ページの(2)の見解のような水処理をしていきます。</p>
<p>(2) 土壌汚染についてはさらに深刻で、掘削土の処理は評価書案ではまったく安全といえるものではなく「周辺環境に影響を及ぼすことはない」とは、とても言えない。</p> <p>(3) 新工場が建設される敷地やその付近はかつての砂利穴であり、なにか埋め立てられているか解らない状況である。それを地下約20</p>	<p>工場棟の高さを低く抑えるよう地下3階の構造としたため、掘削が必要となりますが、工事に際しては、改めて詳細な土壌調査を実施する予定としています。</p> <p>掘削土の処理は、「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準」に準拠して行い、場外搬出をする場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、処分の管理計画を作成すると共に、運搬車についてはシート掛</p>

主な意見の要旨	見解の概略
<p>m程度掘り下げること自体も危険であり、残土処理も万全を期さなければならぬ。</p> <p>(4) 建屋工事のため、45,000m²の掘削土が出ると予測されているが、その掘削土の処置で25,000m²を敷地内で、20,000m²を場外に搬出するとあるが、内外いずれの処理方法も該当の地域住民にとっては迷惑至極である。</p> <p>有害物質を掘り起こし、敷地内に撒き散らすとなると、悪臭と有害粉塵の飛散により排ガス以上に問題がある。</p>	<p>けをし、落下、飛散を防止します。</p> <p>掘削工事期間中は、散水、脱臭剤の散布、仮囲いの設置等により、悪臭、粉塵の飛散などに対処します。</p>
<p>[景観]</p> <p>評価項目9の景観について。</p> <p>デザイン、色彩効果でボリューム感の緩和などやさしい感じ、と言うが、具体性・客観性・科学性に欠ける。クリーム色でやさしい感じとか、緑地を設けて良好な景観となると言うが、これも具体性、科学的根拠に乏しい。いいかげんな一人よがりではなく、衆人が理解できる景観を、具体的に表現すべきである。</p>	<p>建物のデザイン、色彩等については、公共施設として周辺環境に調和し、違和感を与えることのないよう地元住民協議会とも協議検討すると共に、将来の管理面を考慮して決定しました。</p> <p>緑地に関しては、実施設計前に「羽村市宅地開発等指導要綱」等により、関係機関と樹種等を含めて具体的に協議し、指導を受けることとしています。</p>
<p>[事業計画一般]</p> <p>(1) この清掃工場が羽村・瑞穂の境界付近に作られることとなった経過がどこにも書き込まれていない。</p> <p>一部事務組合として参加している自治体は福生、青梅、羽村、瑞穂であるが複数の候補地から絞り込まれた結果であるならば、その状況をきちんと明記すべきである。</p> <p>当初から現在地のみでしか検討</p>	<p>建設用地の選定に関しては、施設建設の緊急性を考慮した場合、改めて他に広大な用地を求める時間的な困難性が予測されました。このため既に大部分を組合が所有しており、これに隣接民有地の一部買収及び交換等を合わせ必要面積が確保できる見通しが得られたため、現在地を決定しましたので、他市町域の用地を検討した経緯はありません。</p> <p>また、予定地が構成市町のほぼ中心に位置し、収集車の運搬の利便性、あるいはごみ焼却施設に必要な道路網、公共下水道等の都市基盤</p>

主 な 意 見 の 要 旨	見 解 の 概 略
<p>してこなかったのではないか。</p> <p>周辺地域は学校や都営住宅などかなりの人口密集地域である。あえてこの地域に建てるべき合理的な理由が解りやすく地域住民に知らされなければならない。</p> <p>(2) なぜ四自治体の中で、もっとも面積の狭い羽村市に設置することになったのか。</p> <p>(3) 当工場建設位置の設定事由に蓋然性がない。</p> <p>説明会で明確になった位置決定の理由は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地買収がし易い。 ○ 一部がゴミ捨場となっていた。 <p>などというものだった。</p> <p>3市1町の中で、ここより他に適地が無かったことの原因としては、きわめて、貧弱で、粗雑。説得力のカケラも無いものである。建設位置は、白紙に戻して3市1町の住民を交えて、位置の選定をすべきである。</p> <p>(4) 産業廃棄物等の最終処分場となったこの地が建設に適しているとはどうしても考えられない。</p>	<p>の条件が満たされること、更に、ごみの埋め立て地である予定地を公害対策に万全を期した建設事業を通じて環境浄化する意図も位置決定の重要な要素としています。</p> <p>なお、建設用地は、平成元年、組合議会の議を経て決定したものです。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

西多摩衛生組合を構成する青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の行政区域から排出される可燃ごみは、組合の焼却施設（第1施設 100t/日 准連続式・第2施設 150t/日 全連続式）により全量焼却処理を行っている。

しかし、第1施設は昭和40年完成の施設を昭和53年に改造した施設、また、第2施設は昭和47年に完成した施設でそれぞれ経年による施設の老朽化や機能の低下が著しい。

また、ごみ質の変化やごみ量の増加などにより一時的には、処理施設の対応が困難となりつつあるのが現状である。

よって今後予想されるごみ質・量を勘案し、第1施設、第2施設を更新し、新たな清掃工場（480t/日 全連続式）を建設する計画である。その際には余熱の有効利用、十分な公害防止対策を施した処理施設を整備し、周辺地域の環境保全に寄与することを目的とする。

また、現有の第1施設、第2施設は、新清掃工場稼働後に撤去し、跡地については、地元還元施設等に利用する計画である。

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

工場敷地の位置は、図 2-1に示すとおり、東京都羽村市羽にあり、JR羽村駅東北側約 2km、国道 16号西側約 600mに位置する区域であり、かつてこの周辺は、砂利採取が行われ、その跡地に廃棄物が投棄された地域である。

所在地：東京都羽村市羽 4.225番地ほか

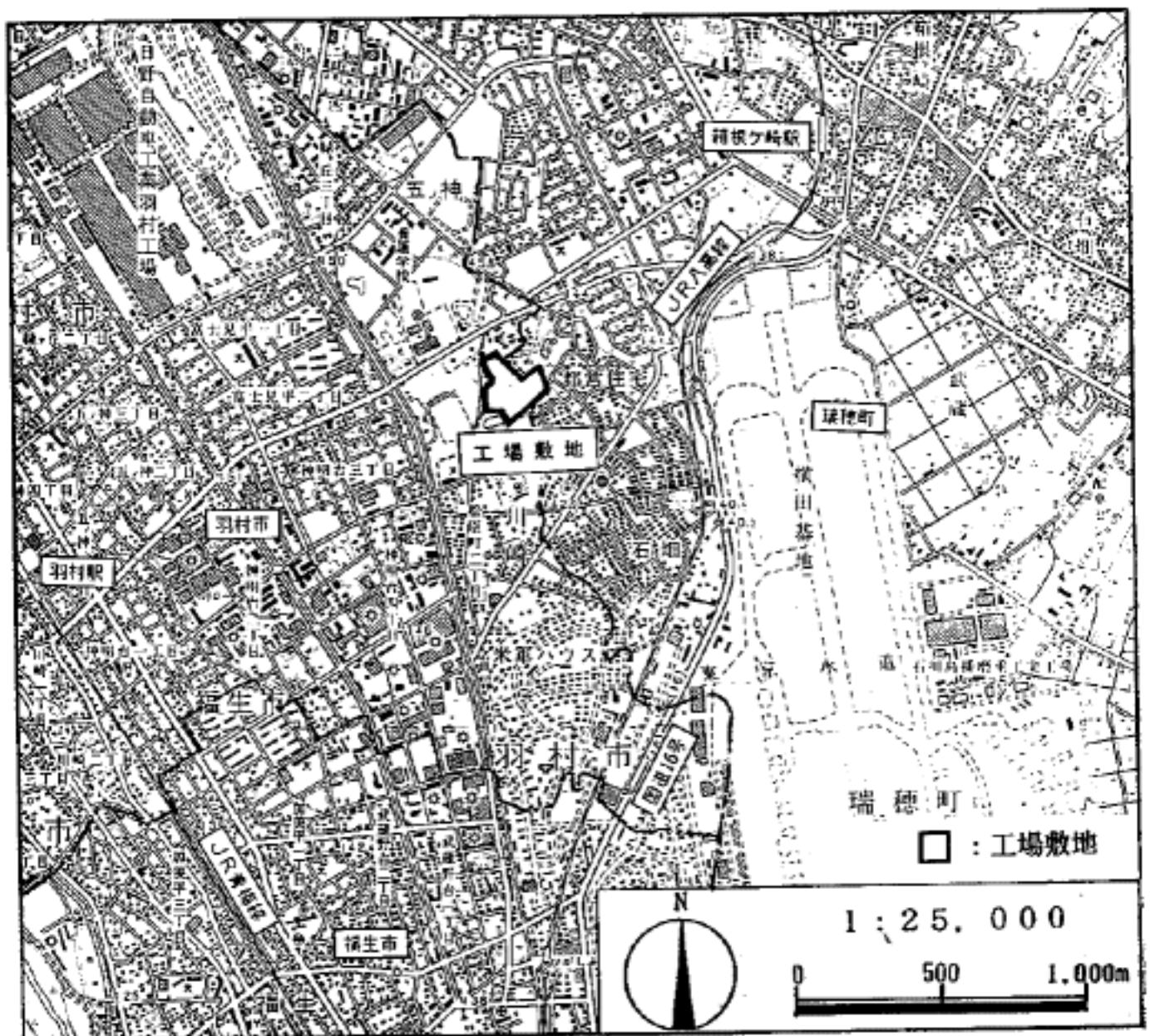


図 2-1 工場敷地の位置

2.2.2 計画の内容

(1) 施設配置計画

施設計画の概要は表 2-1に、施設の配置計画は図 2-2に示すとおりである。

表 2-1 施設計画の概要

施設		面積	計画の概要
建築物等	工場棟	約 5,200㎡ (建築面積)	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ：25m
	付属施設	約 600㎡ (建築面積)	管理棟
	煙突	—	構造形式：外筒鉄筋コンクリート造 高さ：42m (上部展望室)
構内道路・ 駐車場等		約 4,800㎡	一般車、見学者用駐車場
緑地等		約 26,400㎡	緑地
合計		約 37,000㎡	

(2) 焼却設備計画

焼却設備の主要項目は表 2-2に示すとおり、1日480トンの可燃ごみを焼却する設備である。

表 2-2 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処 理 能 力	480トン/日 (焼却炉160トン/日・炉×3基)
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
処理対象ごみ	可燃ごみ
運 転 計 画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 480トン/日焼却
搬入ごみ量	560トン/日（週6日搬入）

(3) 車両計画

ア ごみの収集区域

西多摩衛生組合構成市町（青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町）行政区域内

イ ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日 8:00～17:00

ウ 車両台数

清掃車の台数は、表 2-3に示すとおりである。

表 2-3 清掃車台数

車 両	車 種	台 数（台/日）	
		現況（平成3年度）	将来（平成9年度）
ごみ収集車	小型車	147	185
灰運搬車	大型車	12	15

注1 収集時間帯は8:00～17:00とした。

注2 ごみ収集車の積載量は2t、3.5t、4tであり、灰運搬車は11tである。

2.2.3 工事計画

本事業計画の全体工期は表 2-4に示すとおりであり、平成6年度に着手し、平成9年度に完成、平成9年度から供用開始を予定している。

表 2-4 全体工程表

年度 項目	H 6						H 7						H 8						H 9					
	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2
仮設工事																								
山留め・杭工事																								
掘削工事																								
建屋工事																								
外付設備工事																								
外構工事																								

2.2.4 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて快適な環境をつくりあげていくため、平成4年度に「東京都環境管理計画」を策定している。

本事業である清掃工場の建替計画策定にあたっては、この「東京都環境管理計画」及び「東京都緑の倍增計画」の基本方針を十分考慮した。